

2010年度医事法

<http://ocw.u-tokyo.ac.jp/>

第4回 2010年4月27日火10時20分

22番教室

樋口範雄・児玉安司

nhiguchi@j.u-tokyo.ac.jp

- 2010年度医事法予定表

毎週火曜10時20分から12時まで 22番教室

4月 6日 授業の進め方と判例1(医業の意義)板持

13日 判例2(歯科医と気管挿管)天野 判例3(異状死体の警察届出)藤澤

- 20日 判例4(無診察治療の禁止)縄田 判例5(業務停止処分)織田

- 27日 判例6(保助看法違反)趙・高橋 判例7(柔道整復師のX線)本間

5月11日判例8(医業類似行為)張・堀川 判例9(医療計画行政処分性)菊池

18日 判例10(医療法人)江口・矢内 判例11(医師会による開業制限)大塚

25日 判例12(診療報酬)杉原・韓 判例13(医員派遣と汚職)吉田・鈴木

6月1日 判例14(保険と除名)秋山・佐藤 判例15(診療録閲覧請求)土岐

8日 判例16(カルテ改ざん)寺尾・中川 判例17(改ざんと証拠隠滅)山本

15日 判例18(診断書交付拒否)長谷川・周 判例19(証明妨害)平田

22日 判例20(事故報告書)小西・国方 判例21(報道への情報)舛谷

29日 判例22(HIV無断検査)中嶋・太田 判例23(HIVの情報開示)小林

7月6日 判例24(名誉毀損)北岡・出向 判例25(種痘後遺障害)藤野

13日 判例26(予防接種)井脇浩之・岩垣 判例27(ハンセン病国賠)山中



判例3 都立広尾病院事件1999年2月11日

- 2人の看護師東京地方裁判所平成12年12月27日
禁固1年執行猶予3年(すでに停職処分)業務停止2月
禁固8月執行猶予3年(すでに戒告処分)業務停止1月
- 主治医A 略式命令罰金2万円東京簡裁平成12年6月19日 業務停止3月
- 東京都副参事 無罪 東京地判平成13年8月30日
- 病院長X 東京地判平成13年8月30日 有罪
懲役1年 執行猶予3年 罰金2万円
最高裁(第3小法廷)平成16年4月13日上告棄却
業務停止1年 飯田英男「刑事医療過誤Ⅱ」(増補版・判例タイムズ社、2007年)
都の処分で停職1月(実際にはそれで退職)

きっかけは、患者の夫から警察へ 3月にテレビ報道
1999年5月以降院内調査委員会 8月に報告書
民事訴訟で6000万円の損害賠償 平成16年1月30日地裁
病院長Xは控訴するも棄却 同年9月30日東京高裁
以上は、出河雅彦『ルポ医療事故』(朝日文庫・2009年)による

判例4 対面診療

- 非告知投薬、ことに患者本人の診察を経ないそれは、できる限り避けることが望ましいといえるが、病識のない精神病患者に適切な治療を受けさせるための法的、制度的なシステムが十分に整っていない日本の現状を前提とする限りは、
- どのような「法的、制度的なシステム」があればよいのか？
- この文章は何を考えてのものか？
- ただの修辭的文章？
- 1つの方向性は、本件のような投薬を可能にする明文規定とそのための要件を、立法で定めること(このような裁判でなく)
- それならこの裁判の問題性と同じこと。何か新たな工夫はないか。
- しかも、それを裁判過程で行うことができなかつたか？

前回の補足 判例5菊田医師事件

- 医師法違反？
- 本当の課題とは
- 刑事処分から行政処分 略式命令罰金20万円
- 行政処分6月 優生保護法(現母体保護法)指定医取消処分
- 本件の問題は、行政処分における裁量
- このような流れで、本当に問題は解決されたのか？
- なぜ法律論は本質を突かないのか
- 問題1 中絶の判断 なぜ生めないか
- 2 生まれた子の最善の利益
- 3 特別養子制度は問題を解決したか

判例6 保助看法違反事件

- 趙さん・高橋さんの報告
- 判例6 保助看法違反事件－富士見産婦人科病院事件控訴審判決 東京高裁 平成元.2.23
- 平成22年4月27日発表 担当：高橋 良輔(法学部4年)
- **【事件の概要】** 富士見産婦人科病院院長X、その夫A、秘書B、秘書C(いずれもXの親族で無資格者)
- Aが女性患者に対して「ME検査(超音波検査)」を実施 → Aが「子宮筋腫がある」などと言って手術を勧め、子宮・卵巣の摘出手術が行われた「不必要な手術によって子供が産めない体にされた」として、被害者が同盟し提訴
- **【刑事訴訟】** 検察は最終的に傷害罪での立件は不起訴 医師の証言を否定する証拠が不十分との判断
- 本件(Xの保助看法違反)と並行してAの医師法17条違反による訴訟が行われる(昭56年にAが逮捕)
- AのME検査 ② Bの結紮 ③ Cの心電図検査 について保助看法違反を争う

＜第1審＞ 浦和地裁川越支部昭63.1.28判決 昭55(わ)第672号 判時1282号7頁

- (Aに対する判決 浦和地裁川越支部昭55(わ)第506号 判時1282号26頁)
- Xに対し、懲役8ヶ月 執行猶予3年 Aに対し、懲役1年6ヶ月 執行猶予4年
- (1)①・③は保助看法上の「診療の補助」ではなく臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律に基づく行為であり、同法には無資格検査の処罰規定がないので憲法31条違反 ②は単純機械的作業であり診療の補助にはあたらない
- (2)仮に診療の補助にあたるとしても、臨衛法20条の2第1項は保助看法との業務制限に関する調整規定にすぎず、臨床検査技師の資格のない者も名称さえ使用しなければ生理学的検査は可能であり、保助看法上の処罰は許されない
- → これに対し判決は、①～③は診療の補助にあたり保助看法の適用を受けるとした
- (1)①③はXの指示で行い、診断・治療の資料として利用 診療システムの一環として実施 ME検査が無害であったとしても患者の診断・治療に重大な結果を招来するおそれあり ②は単純な機械的作業だとしても、開腹手術の一部をなす本来医師が行うべき治療行為
- (2)臨衛法の規定は資格者の診療補助について31条、32条に違反しないことをいう規定 無資格者について保助看法上の罰則の適用があることは言うまでもない
- <控訴審> 同27日のAに対する判決とともに控訴棄却 平成2年3月、上告棄却により判決が確定
- (1)保助看法43条1号1項の処罰対象は人の健康に害を及ぼす診療補助業務に限られるか → 所定の違反行為により犯罪が成立し、現実に人の健康に害を及ぼすおそれがあることを必要としない 医療・public healthにかかわる違反行為を放置→健康によくない結果をもたらす危険 法がこれを禁止した相当の理由あり
- (2)無資格者の診療補助業務範囲:医師の手足としてその監視監督の下に、医師の目が現実に届く限度の場所で、かつ判断作用を加える余地に乏しい機械的な作業を行わせるにとどめるべき 各種有資格者に診療補助業を許している主旨から限定解釈
- ① 誤った観察・判定により、医師が診断治療の用に供することで誤診断の間接的危険
- 微妙な判断作用を伴う患者の身体・健康状態に重大な危害を及ぼすもの
- 誤った検査結果が出るおそれあり

- **【民事訴訟】** 医師らの不法行為責任による損害賠償を要求 1981年に被害者同盟が提訴
- 1999年6月30日 第1審判決 病院ぐるみの組織的犯罪を認定し断罪 5億1425万円の損害賠償(XA破産)
- 2003年5月29日 控訴棄却 2004年7月13日 最高裁で上告棄却、判決確定 事件から24年後のこと
- **【行政処分】** 1980年に医師4名が医師会除名 病院は保険医療機関指定取消し Xら3名が保険医取消
- 1981年、病院に6ヶ月の閉鎖命令、医道審議会でXに6ヶ月の医業停止処分
- 民事の判決確定後に聴聞手続、2004年3月2日、医道審議会によりXの医師免許取消し処分
- **【問題点・疑問点】** 不明瞭な事件像 傷害罪の認定含め、医療事件に対する捜査・対応は適切だったか？(解決の遅延を含め) コメディカルスタッフとチーム医療の現場 医師への断罪の本質的有効性
- 無資格者診療の一般的基準を論ずるに相応しいケースといえるか？(患者視点) 集団訴訟の難しさ
- **【主要参考文献】** 富士見産婦人科病院被害者同盟編 「わすれない富士見産婦人科病院事件」
- 高田利廣 「看護婦と医療行為」 日本看護協会出版会 福山道義 「診療の補助行為と刑事規制」

富士見産婦人科病院事件

1) 患者が問題としたところでない部分で裁判

これはなぜか？ 行政処分こそ第一義ではないか？

2) 仮に、医師不足で産婦人科が地域に1件しかなく、この病院に問題もなく、ただ無資格者を使っていたら？

3) 法の体系、構造 ME検査→臨床検査技師 その法

その法律違反には罰則規定なし 医師法へ？

4) Agent (代理人、履行補助者)の利用

- 診療の補助 看護師の独占
- こういう業務形態が他にあるか？ それは正当か？

5) 本判決から出てくる3要件の分析？？？

- 在宅医療に本件は本当に参考になるのか？？？

判例7 柔道整復師のX線照射

- 本間さんの報告

- 参考：樋口範雄「続・医療と法を考える」211頁（有斐閣・2008年）

第7事件 柔道整復師のX線照射事件 柔道整復師の被告人はX線技師の免許も医師の指示もなしに、昭和57年から翌年にかけて、延べ624回にわたりX線を照射し、読影して骨折の有無等を診断したため医師法違反と(現在名では)診療放射線技師法違反(以下技師法と略す)で起訴された。

【争点】

- X線照射は技師法違反のみでなく医師法違反にもなるのか？
- 旧技師法2条2項に規定する業とは①「放射線を人体に対して照射」する業を指すのか、②「医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射」する業を言うのか見解がわかれていた。①と解すると、被告人は放射線を人体に対して照射している以上旧技師法違反になる。しかし、②と解すると被告人は医師又は歯科医師の指示を受けていない以上、軽い技師法ではなく、重い医師法で裁かれることになる。

*地裁

- X線を放射した行為に対して、技師法24条1項、3項、2条2項及び医師法31条、17条に反するとして2年間の執行猶予付きで懲役四ヶ月の刑に処した。(→②説を取っている)
- まず、X線照射は診断のために必要であるので、技師法に反しないという被告人の主張を技師法はX線を照射した者を一律に取り締まるものであるとして退けた。次に、柔道整復師にも一定程度医業を行うことが許されていて、柔道整復のためであるなら、医師法には反しないという被告人の主張を、医師と柔道整復師では専門的知識の程度に差があるとして退けた。さらに、柔道整復の施術に必要であるからX線照射は社会的相当性があるという被告人の主張を、患者に医師の診察を受けさせたり被告人自身が放射線技師の資格を取得したりすることで対処できるとして退けた。

*最高裁

- X線照射は技師法24条1項、3項、2条2項に反するが医師法31条、17条には反しない。この点で地裁の判断は修正されるべきだとした。(→①説を取っている。)しかし、X線写真を読影した行為が結局は医師法に反するので、地裁の判決を維持するとした。

【参照条文】

旧技師法2条2項 「この法律で『診療放射線技師』とは厚生大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(略)することを業とする者をいう。」

旧技師法24条1項 「医師、歯科医師、診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規定する業をしてはならない。」 →違反した場合 1年以下の懲役もしくは1万円以下の罰金(旧技師法24条3項)

医師法17条 「医師でなければ医業をしてはならない」

- →違反した場合 2年以下の懲役又は2万円以下の罰金(医師法旧31条)